

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）抄（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 社会福祉士（第四条―第三十八条）</p> <p>第三章 介護福祉士（第三十九条―第四十四条）</p> <p>第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等（<u>第四十四条</u>―<u>第四十九条</u>）</p> <p>第五章 罰則（第五十条―第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービス</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 社会福祉士（第四条―第三十八条）</p> <p>第三章 介護福祉士（第三十九条―第四十四条）</p> <p>第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等（<u>第四十五条</u>―<u>第四十九条</u>）</p> <p>第五章 罰則（第五十条―第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（第七条において「相談援助」という</p>

スを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

（受験資格）

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 （略）

二 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学

。を業とする者をいう。

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

（受験資格）

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 （略）

二 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学

校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四〇十一（略）

（介護福祉士の資格）

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入

校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発校等」という。）又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四〇十一（略）

（介護福祉士の資格）

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入

学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した

学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した

学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

四 (略)

(削る)

第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等

(誠実義務)

第四十四条の二 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

(連携)

第四十七条 社会福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（次項において「福

学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

四 (略)

五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定に基づく介護等に係る技能検定であつて厚生労働省令で定めるものに合格した者

第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等

(連携)

第四十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

2 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症をいう。）であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

（資質向上の責務）

第四十七条の二 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号） 抄（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p>

三〇八 (略)

九 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

十・十一 (略)

十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事であつた期間が四年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

(政令及び厚生労働省令への委任)

三〇八 (略)

九・十 (略)

十一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事であつた期間が五年以上ある者

(厚生労働省令への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、社会福祉士短期養成施設等及び社会福祉士一般養成施設等の指定に関し必要な事項は政令で、社会福祉士試験、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

(介護福祉士の資格)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

- 一 (略)
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三・四 (略)

(介護福祉士試験)

第四十条 (略)

第三十八条 この章に定めるもののほか、社会福祉士試験、社会福祉士短期養成施設等、社会福祉士一般養成施設等、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(介護福祉士の資格)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

- 一 (略)
- 二 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三・四 (略)

(介護福祉士試験)

第四十条 (略)

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものであるが、ついて三年以上（専攻科において二年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

二・三（略）

3（略）

（政令及び厚生労働省令への委任）

第四十四条 この章に規定するもののほか、第三十九条第一号から第三号までに規定する学校及び養成施設の指定並びに第四十条第二項第一号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に関し必要な事項は政令で、介護福祉士試験、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

附則

（介護福祉士試験の受験資格の特例）

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一・二（略）

3（略）

（厚生労働省令への委任）

第四十四条 この章に規定するもののほか、介護福祉士試験、第三十九条第一号から第三号までに規定する養成施設、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条 第四十条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上（専攻科において二年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

2 前項に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

(削る)

第二条 この法律の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士という名称を使用している者については、第四十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中七の二を七の三とし、(七)の次に次のように加える。

七の二	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条（登録）
-----	--------------------------------------

(削る)

イ 社会福祉士の登録	登録件数	一件につき 一万五 千円
ロ 介護福祉士の登録	登録件数	一件につき 九千円

(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五号第五十八号の次に次の一号を加える。

五十八の二 社会福祉士及び介護福祉士の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

第六号第五十四号の次に次の二号を加える。

五十四の二 社会福祉士及び介護福祉士の養成施設を指定し、試験及び登録を行い、登録を取り消し、並

びに名称の使用の停止を命ずること。

五十四の三 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号） 抄 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護福祉士の資格）</p> <p>第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。</p>	<p>（介護福祉士の資格）</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技</p>

能を修得したもの

三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

四 介護福祉士試験に合格した者

（介護福祉士試験）

第四十条（略）

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大

（介護福祉士試験）

第四十条（略）

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 (略)

五 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部

一 (略)

二 三年以上介護等の業務に従事した者

科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるものの

3
(略)

(政令及び厚生労働省令への委任)

第四十四条 この章に規定するもののほか、第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号に規定する学校及び養成施設の指定並びに同項第四号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に関し必要な事項は政令で、介護福祉士試験、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

附 則

(准介護福祉士)

第二条 第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であつて、介護福祉士でないものは、当分

三 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

3
(略)

(政令及び厚生労働省令への委任)

第四十四条 この章に規定するもののほか、第三十九条第一号から第三号までに規定する学校及び養成施設の指定並びに第四十条第二項第一号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に関し必要な事項は政令で、介護福祉士試験、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

附 則

の間、准介護福祉士（附則第四条第一項の登録を受け、准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者をいう。以下同じ。）となる資格を有する。

（欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、准介護福祉士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次条第三項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により准介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(登録)

第四条 准介護福祉士となる資格を有する者が准介護福祉士となるには、准介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 准介護福祉士が第四十二条第一項の規定による介護福祉士の登録を受けたときは、准介護福祉士の登録は、その効力を失う。

3 第二十九条から第三十四条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「附則第四条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十一条及び第三十二条第一項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、同項第一号中「第三条各号(第四号を除く。)」とあ

るのは「附則第三条各号（第四号及び第五号を除く。）
「と、同条第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護
福祉士」と、「第四十五条及び第四十六条」とあるのは
「附則第八条において読み替えて準用する第四十五条及
び第四十六条」と読み替えるものとする。

（指定登録機関の指定等）

第五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところに
より、その指定する者（以下「指定登録機関」という。
）に准介護福祉士の登録の実施に関する事務（以下「登
録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところ
により、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで
、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十
七条まで並びに第三十六条の規定は、指定登録機関につ
いて準用する。この場合において、これらの規定中「試
験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」
とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項
」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二
項」とあるのは「附則第五条第二項」と、同項第二号中

「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一条第二項（第十四條第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「第十四條第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十条第一項」とあるのは「附則第五條第一項」と、第三十六條第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と読み替えるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第六條 前二條に規定するもののほか、准介護福祉士の登録、指定登録機関その他前二條の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（名称の使用制限）

第七條 准介護福祉士でない者は、准介護福祉士という名

称を使用してはならない。

(準用)

第八条 第四十四条の二から第四十六条まで、第四十七条第二項及び第四十七条の二の規定は、准介護福祉士について準用する。この場合において、第四十四条の二中「社会福祉士及び介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十五条及び第四十六条中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条第二項中「介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条の二中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「適応するため」とあるのは「適応し、並びに介護福祉士となるため」と、「相談援助又は介護等」とあるのは「介護等」と読み替えるものとする。

(罰則)

第九条 前条において準用する第四十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することがで

きない。

第十条 附則第五条第三項において準用する第十六条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十一条 附則第五条第三項において準用する第二十二条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第四条第三項において準用する第三十二条第二項の規定により准介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの
- 二 附則第七条の規定に違反した者

第十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円

以下の罰金に処する。

一 附則第五条第三項において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 附則第五条第三項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 附則第五条第三項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 附則第五条第三項において準用する第二十一条の許可を受けないで登録事務の全部を廃止したとき。

(第三条第四号の規定の適用関係)

第十四条 第三条第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十二条第二項」とあるのは、「第四十二条第二項及び附則第四条第三項」とする。

第十五条 (略)

第二条 (略)

○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

抄（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 社会福祉士</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四・五 (略)</p>

○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）抄（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
2 (略)	<p>第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 社会福祉士</p> <p>四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの</p>	2 (略)	<p>第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの</p>

○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

抄

（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 社会福祉士</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四・五 (略)</p>

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号） 抄 （附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇三十一（略）		
	<p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p>
<p>一〇三十一（略）</p>	<p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。</p>	<p>一〇三十一（略）</p>	<p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。</p>

三十三～百五十八 (略)	<p>〔十九〕～〔三十五〕</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護福祉士又は准介護福祉士の登録</p>	<p>〔十八〕 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条（登録）の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項（登録）の介護福祉士の登録若しくは同法附則第四条第一項（登録）の准介護福祉士の登録</p>	〔一〕～〔十七〕	(略)
			(略)	(略)
			(略)	登録件数 一件につき九千円

三十三～百五十八 (略)	<p>〔十九〕～〔三十五〕</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護福祉士の登録</p>	<p>〔十八〕 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条（登録）の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項（登録）の介護福祉士の登録</p>	〔一〕～〔十七〕	(略)
			(略)	(略)
			(略)	登録件数 一件につき九千円

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）抄（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第四条第一項第八十五号の規定の適用については、当分の間、同号中「及び介護福祉士」とあるのは、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」とする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p>